

死亡届後の手続きについて

亡くなられた方が、下記のこと該当する場合は、ご遺族の方はすみやかにご来庁の上、手続きをしてください。

◆…持参するもの

印鑑登録に関する手続き(住民課)

- 亡くなられた方が、印鑑登録をしていた場合 印鑑登録証を返却してください。

医療に関する手続き(住民課)

福祉医療

- 亡くなられた方が、福祉医療(乳幼児等、母子・父子、重度障害)を受給していた場合

◆受給者証

国民健康保険

- 亡くなられた方が、国民健康保険の被保険者であった場合
葬祭費の申請及び被保険者証の返却の手続きをしてください。

◆国民健康保険被保険者証 ◆喪主の方の通帳

後期高齢者医療

- 亡くなられた方が、後期高齢者医療の被保険者であった場合
葬祭費の申請及び後期高齢者医療被保険者証の返却の手続きをしてください。

◆後期高齢者医療被保険者証

◆喪主の方の通帳 ◆会葬礼状又は葬儀の領収書(あれば)

国民年金に関する手続き(住民課)

- 亡くなられた方が、国民年金に加入中又はすでに受給されていた場合

◆遺族の方の通帳 ◆亡くなった方の年金手帳及び年金証書

※受給されている年金によって手続きが異なります。

大垣年金事務所までお問い合わせください。TEL 0584(78)5166

各種手帳に関する手続き(福祉課)

- 亡くなられた方が、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていた場合 ◆手帳

- 亡くなられた方が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた場合 ◆手帳

各種手当に関する手続き(福祉課・子育て支援課)

- 亡くなられた方が、各種手当を受給していた場合又は受給対象の場合

◆証書等(事前にお問い合わせください。)

介護保険に関する手続き(福祉課)

- 亡くなられた方が、介護保険被保険者証の交付を受けていた場合
介護保険被保険者証を返却してください。

農地・森林の相続に関する手続き(農林課)

- 亡くなられた方が、農地を所有していた場合

◆農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ◆登記簿(全部事項証明書・写し可)

- 亡くなられた方が、森林を所有していた場合

◆森林の土地の所有者届出書 ◆位置図 ◆登記簿(全部事項証明書・写し可)

※相続人が確定しましたら、届出をしてください。

税金(町県民税・固定資産税・軽自動車税)に関する手続き(税務課)

- 亡くなられた方の相続代表者の届出をしてください。
- 納税を口座振替にしている場合 登録口座の廃止又は変更の手続きをしてください。
 - ◆金融機関届出印(銀行印)
- 町内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有していた場合
相続による名義変更の手続きをしてください。
- ※不動産登記のある固定資産の場合は、岐阜地方法務局大垣支局へお問い合わせください。
TEL 0584(78)3347

原動機付自転車・小型特殊自動車等に関する手続き(税務課)

- 亡くなられた方が、原付(125cc以下)・小型特殊等を所有していた場合
名義変更又は廃車の手続きをしてください。
 - ◆名義変更・標識交付証明書 ◆廃車・標識、標識交付証明書
- ※ 二輪車(125cc超)の場合は中部運輸局岐阜陸運支局へお問い合わせください。
TEL 050(5540)2053
- ※ 軽自動車(三輪・四輪)の場合は岐阜県軽自動車検査協会へお問い合わせください。
TEL 050(3816)1775

水道に関する手続き(建設課)

- 亡くなられた方が、町上水道使用者(世帯主など水道名義人)の場合
水道所有者又は使用者変更届の手続きをしてください。 ◆印鑑

町営住宅に関する手続き(建設課)

- 亡くなられた方が、町営住宅入居者の場合 退去等の手続きをしてください。

揖斐郡大野町大字大野80番地 大野町役場 TEL 0585-34-1111 (代)

■法務局よりお知らせ

(相続登記の義務化について)

令和6年4月1日より相続登記が義務化され、相続により不動産の所有権を取得された方は、「相続の開始及び所有権を取得したことを知った日から3年以内」に不動産の名義変更登記を行ってください。

(法定相続情報証明制度について)

登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しを無料で何通でも取得でき、複数の相続手続の窓口と同時に提出することが可能となり、相続手続をスムーズに進めることができる便利な制度です。本制度の申出は法務局にご相談ください。

岐阜地方法務局のホームページにも本制度について掲載していますので、ご覧下さい。



(自筆証書遺言書保管制度について)

自筆証書遺言書を法務局で保管する制度です。遺言書保管申請者が亡くなられた後、相続人等は、「遺言書情報証明書」の交付を請求し、遺言書の内容を確認することができます。また、遺言書が法務局に保管されているか否かの確認ができる「遺言書保管事実証明書」の交付も請求することができます。本制度の詳細については、法務局にご確認ください。

岐阜地方法務局のホームページにも本制度について掲載していますので、ご覧下さい。

